

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第5節 土壌・地盤環境の保全】

第5節 土壌・地盤環境の保全

第1 土壌汚染の防止

1 土壌汚染対策の推進

(1) 対策地域内調査及び対策地域内関連調査

対策地域内の汚染の進行状況及び対策工事完了後の汚染の除去を確認するため、平成11年度に引き続き調査を実施します。

(2) 公害防除特別土地改良の推進

農業経営の阻害を防止するために、平成11年度に引き続き下記の事業を実施します。

地区名	市町村	事業内容
西員弁	藤原町 北勢町 大安町	土壌改良、施設整備等

2 土壌汚染物質のモニタリング体制の確立

(1) 土壌環境基準適合状況調査等の実施

土壌に係る環境基準の適合状況を把握する目的で県下233地点で、平成7～11年度に行った調査で、基準超過した10地点の周辺地域で原因等究明調査を行います。

(2) ダイオキシン類環境実態調査の実施

土壌中のダイオキシン類の実態把握のため、県内の一般土壌（農用地除く）47地点で一般環境把握調査を実施します。

第2 地盤沈下の防止

1 地盤沈下対策

(1) 地盤沈下対策の推進

ア 地下水採取の規制・指導

「工業用水法」、「三重県公害防止条例」や「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。

イ 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査及び、桑名市、四日市市、多度町、長島町、木曾岬町及び川越町地内の既設井戸を利用して、年間の地下水位の動向を調査します。

ウ 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく要綱推進調査として地下水収支の経年変化調査及び地下水採取量の実態調査を実施します。

(2) 農業用施設の被害復旧

農用地及び農業用施設の被害を防止するために、平成11年度に引き続き、事業実施します。

地区名	市町村	事業内容
城南	桑名市	用水路工
東汰上	〃	排水路工
東汰上二期	〃	排水機場工

(3) 北伊勢工業用水道の整備

工業用水道事業施設の安全性向上と安定給水を図るため、既設工業用水道事業施設の改良工事や配水管の連絡工事を実施します。

また、企業誘致等関係部局との連携の下、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給等、工業用水道の需要拡大を進めていくこととしています。